

湖南省省エネ家電買換支援事業補助金交付業務委託  
受託者評価基準

1. 選定実施機関

- (1) 評価は、「湖南省省エネ家電買換支援事業補助金交付業務委託受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が実施する。
- (2) 選定委員会は、提出された技術提案書およびプレゼンテーションの内容についてこの「受託者評価基準」に基づき、採点および評価を行う。

2. 決定方法

- (1) 見積価格が見積上限額以下である者の提案書について、選定委員が「湖南省省エネ家電買換支援事業補助金交付業務委託受託者評価項目採点表」（以下「評価項目採点表」という。）に基づき採点する。
- (2) 各選定委員の評価項目毎の評価点を合計し、平均値を算出した点数を「総合点」とする。
- (3) 有効な提案書を提出した参加者であって、「総合点」が最も高い者を受託先候補者とする。
- (4) 受託候補者の選定にあたり「総合点」が同点の者が2以上あるときの対応
  - ①参加者それぞれの「総合点」が同じで「見積価格」が異なる場合、「見積価格」が最も低い者を受託候補者とする。
  - ②参加者それぞれの「総合点」および「見積価格」が同じ場合、くじ引きにより受託候補者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途通知する。なお、くじを引かない者があるときは、選定委員会委員長がこれに代わってくじを引く。

3. 評価点の採点方法および評価基準

- (1) 各選定委員が、評価項目採点表に基づき採点を行う。
- (2) プレゼンテーションの当日において、提案書に記載された内容以外の提案があった場合、これを評価の対象としない。

4. 評価点の配点割合

評価点は80点を満点とし、配点割合は、評価項目採点表のとおりとする。